



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1059	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
1060	〃	( 〃 ).....	2
1061	〃	( 〃 ).....	2
1062	〃	( 〃 ).....	3
1063	〃	( 〃 ).....	3
1064	〃	( 〃 ).....	3
1065	〃	( 〃 ).....	4
1066	〃	( 〃 ).....	4
1067	〃	( 〃 ).....	5
1068	〃	( 〃 ).....	5
1069	〃	( 〃 ).....	5
1070	〃	( 〃 ).....	6
1071	〃	( 〃 ).....	6
1072	〃	( 〃 ).....	6
1073	〃	( 〃 ).....	7
1074	〃	( 〃 ).....	7
1075	〃	( 〃 ).....	8
1076	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	8
1077	〃	( 〃 ).....	8
1078	〃	( 〃 ).....	9
1079	生活保護法による医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	9
1080	生活保護法による医療機関の指定	( 〃 ).....	10
1081	生活保護法による指定介護機関の廃止	( 〃 ).....	10
1082	生活保護法による介護機関の指定	( 〃 ).....	10
1083	〃	( 〃 ).....	10
1084	生活保護法による指定介護機関の変更	( 〃 ).....	11
1085	大規模小売店舗の店舗面積の届出	(商工振興課).....	11
1086	〃	( 〃 ).....	11
1087	大規模小売店舗の新設の届出	( 〃 ).....	12
1088	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	13
1089	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	13
1090	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建築住宅課).....	13

### ○ 収用委員会告示

26	土地収用法による裁決手続開始の決定	.....	13
----	-------------------	-------	----

### ○ 公告

都市計画の案の縦覧

(都市政策課)..... 14

〃

( 〃 )..... 15

## ○ 監査公表

監査公表第18号

..... 15

## 告 示

## 和歌山県告示第1059号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

## 和歌山県告示第1060号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

## 和歌山県告示第1061号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

**和歌山県告示第1062号**

和歌山県御坊市塩屋町南塩屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県御坊市塩屋町南塩屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市塩屋町南塩屋の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

**和歌山県告示第1063号**

和歌山県御坊市湯川町丸山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成25年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県御坊市湯川町丸山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市湯川町丸山の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

**和歌山県告示第1064号**

和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

**和歌山県告示第1065号**

和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

**和歌山県告示第1066号**

和歌山県日高郡みなべ町島之瀬・東神野川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡みなべ町島之瀬・東神野川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町島之瀬・東神野川の各一部地区

- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

**和歌山県告示第1067号**

和歌山県田辺市新庄町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月26日から平成25年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市新庄町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市新庄町の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

**和歌山県告示第1068号**

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年1月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市秋津川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

**和歌山県告示第1069号**

和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年3月25日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区

5 認証年月日

平成25年8月13日

---

**和歌山県告示第1070号**

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年3月25日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区

5 認証年月日

平成25年8月13日

---

**和歌山県告示第1071号**

和歌山県日高郡日高川町大字三十木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年3月18日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字三十木の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字三十木の一部地区

5 認証年月日

平成25年8月13日

---

**和歌山県告示第1072号**

和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告す

る。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

---

**和歌山県告示第1073号**

和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

---

**和歌山県告示第1074号**

和歌山県橋本市隅田町下兵庫の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成25年1月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市隅田町下兵庫の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市隅田町下兵庫の一部地区
- 5 認証年月日

平成25年8月13日

**和歌山県告示第1075号**

和歌山県橋本市野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月15日から平成20年3月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成25年8月13日

**和歌山県告示第1076号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月2日まで縦覧に供する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成25年7月2日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌山成年後見サポートセンター
- 3 代表者の氏名  
笠野義二
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市九番丁1番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）が自らの意思に基づいた日常生活が過ごせるよう、権利の擁護と財産の管理等について支援することにより高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1077号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月26日まで縦覧に供する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成25年7月26日
- 2 名称  
特定非営利活動法人高野山福祉会
- 3 代表者の氏名  
川口道雄
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県伊都郡高野町大字高野山45番地の12
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高野の山に参拝に来て下さる介護、介助を必要とされる障害者、高齢者の方々に対して、自然環境に恵まれた宿泊場所を無料で提供することに関する事業を行い、障害者、高齢者の方々の安らげる場の提供に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1078号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年10月2日まで縦覧に供する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成25年8月2日
- 2 名称  
特定非営利活動法人障害者の豊かな青年期を考える会
- 3 代表者の氏名  
松下喜美代
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県紀の川市東大井313番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、主として障害を持つ青年に対して、学校卒業後の自主活動や学びの場の保障、就労、自立に向けての様々な支援に関する事業を行い、生き生きとした豊かな青年期の実現に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1079号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市医 53-19	クリニックゆう	有田市宮原町須谷536-1	平成 25. 6. 30

## 和歌山県告示第1080号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市医 57-25	土屋クリニック	有田市宮原町須谷536-1	平成 25.7.1

## 和歌山県告示第1081号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
特定非営利活動法人 生活支援優	日高郡由良町里244- 23	居宅介護支援事業所 優	日高郡由良町里249 番地 美由良荘6号 室	居宅介護支援事業	平成 25.3.31

## 和歌山県告示第1082号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド紀の川	紀の川市豊田43-5	居宅介護支援事業	平成 25.5.2

## 和歌山県告示第1083号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社ひだまり	田辺市中辺路町栗栖 川454-2	デイサービスセンタ ーひだまりの華	西牟婁郡上富田町岡 1番地	通所介護・介護予 防通所介護	平成 25.8.1

## 和歌山県告示第1084号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社広域有田	有田郡有田川町西丹生図401番地1	わかばの郷	有田郡有田川町西丹生図125-1	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援事業	指定事業所の所在地	有田郡有田川町西丹生図251-1	有田郡有田川町西丹生図125-1	平成21.4.20

## 和歌山県告示第1085号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
紀三井寺コミュニティーセンター（ダイエー和歌山店）  
和歌山県和歌山市小雑賀805-1
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 変更した年月日  
平成25年8月1日
- 届出年月日  
平成25年8月13日

## 和歌山県告示第1086号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマNEW野崎店  
和歌山県和歌山市福島89番1
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
西日本電信電話株式会社  
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
- 変更した年月日

平成21年4月1日

4 届出年月日

平成25年7月31日

#### 和歌山県告示第1087号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）スーパーエバグリーン福島店  
和歌山県和歌山市福島89番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社NTT西日本アセット・プランニング 代表取締役 永見信之  
大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年4月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,842㎡
- 6 駐車場の収容台数  
111台
- 7 駐輪場の収容台数  
50台
- 8 荷さばき施設の面積  
72㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午前0時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
4箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日  
平成25年7月31日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成25年8月23日から同年12月24日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1088号**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第726号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量5.5 りん酸全量1.5	公定規格のとおり	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田94番地	平成28.9.13

**和歌山県告示第1089号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市上秋津字宇井田1158の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第1090号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 認定番号 建住第384号
- 2 認定日 平成25年8月13日
- 3 一団地の対象区域 田辺市たきない町2974番89の一部、2974番106の一部
- 4 縦覧に供する場所 和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課  
西牟婁振興局建設部

**収用委員会告示****和歌山県収用委員会告示第26号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成25年8月8日次のとおり裁決手続開始

の決定をした。

平成25年8月23日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 岩出市西 安上字荒 神	332番 9	山林	山林	52,679	52,679.40	148.89	3,510.38	竹田直道	兵庫県姫 路市飾磨 区中浜町 3丁目103 番地	株式会社 アフェク ションウ オーク	大阪府大 阪市北区 南扇町1 番5号	仮登記権 受付年月 日 平成19年 8月6日 受付番号 第7792号  抵当権 受付年月 日 平成19年 8月6日 受付番号 第7791号

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画公園（6・5・2号紀三井寺公園）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分  
和歌山県和歌山市布引字角太  
変更する部分

和歌山県和歌山市紀三井寺字樋先畑、樋先

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

4 縦覧期間

平成25年8月23日から同年9月6日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画道路（3・4・105号日方大野中藤白線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県海南市馬場町一丁目、山崎三丁目

日方字山崎

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

4 縦覧期間

平成25年8月23日から同年9月6日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成25年7月29日から同月31日までに実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年8月23日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 岸 本 健

和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県環境衛生研究センター	平成25年7月29日
和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	〃
和歌山県立青陵高等学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
海草振興局	平成25年7月30日
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県立近代美術館	〃

和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県消防学校	平成25年7月31日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立和歌山西高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立向陽高等学校・中学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立陵雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

なし

### (2) 注意事項

#### ア 和歌山県環境衛生研究センター

(ア) 平成23年度特殊業務健康診断に係る委託料の支出について、会計年度に誤りがあったので適正に処理されたい。

(イ) 集中調達外で購入した備品について、支出負担行為が総務事務集中課へ合議されていなかったもので適正に処理されたい。

(ウ) 振替休日に行った勤務について、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の勤務時間区分に誤りがあったので適正に処理されたい。

#### イ 和歌山県立和歌山北高等学校

(ア) 郵便切手について、実査確認枚数が使用簿残枚数と一致しなかった（実査確認枚数過多（120円切手1枚））ので、適正に処理されたい。

(イ) 情報機器の使用料契約の支払において、4月に代表者が変更されているにもかかわらず、3月分について旧の代表者名が記載された請求書で支払を行っていたので適正に処理されたい。

#### ウ 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

#### エ 和歌山県立和歌山ろう学校

(ア) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、勤務時間が4時間に満たない超過勤務を代休扱いしていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、使用時における検印の押印漏れ及び複数の職員による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(ウ) 切手購入において、支出負担行為の整理する時期が誤っていた事例があったので適正に処理されたい。

(エ) 委託料について、契約額と異なる金額で支出負担行為を行い、その後、変更の支出負担行為を行っている事例があったので適正に処理されたい。

オ 和歌山県和歌山東警察署

川永警察官駐在所敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

カ 海草振興局地域振興部

(ア) 手数料の資金前渡に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(イ) 消耗品費(オイル)の納品書に受付印、個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

キ 海草振興局健康福祉部

(ア) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約465万円となっており、前年度末に比し約37万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(ウ) 敷地内の電話柱に他の通信事業者の通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(エ) 路程100キロメートル以上の公用車による旅行を外出承認により行っている事例があったので、適正に処理されたい。

ク 海草振興局建設部

(ア) 土木使用料等の収入未済額は、平成24年度末で約36万円となっており、前年度末に比し約11万円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(イ) 道路占用料等の滞納について、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第37条及び県土整備部所管債権の適正管理に関する指針(平成22年6月30日制定)に基づく債権管理のための記録簿の作成等がされていなかったもので、適正に処理されたい。

(ウ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(エ) 道路占用料等の収入調定について、納付書の重複発行や計算間違いによる戻出の事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 集中調達物品の納品において誤った記載をした納品書を受領していたので、適正に処理されたい。

(カ) 自動車等使用台帳について、台帳が作成されていない月があったほか、使用状況及び前月末総走行距離の記載漏れがあったので、適正に管理されたい。

ケ 和歌山県男女共同参画センター

午後10時を超える部分の超過勤務に対して、125/100による割合で手当を支給していた事例があったので適正に処理されたい。

コ 和歌山県立近代美術館

超過勤務手当について、勤務時間の区分誤りによる過支給があったので適正に処理されたい。

## サ 和歌山県立紀伊風土記の丘

(ア) 平成24年度監査において行政財産の使用料算定に誤りが認められたため、適正に処理されるよう注意したところであるが、使用者への過納分還付にかかる予算措置が平成24年度中になされたにもかかわらず、平成25年4月25日現在、還付措置がされていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 平成24年度監査において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入調定の歳入科目に誤りが認められたため、適正に処理されるよう注意したところであるが、平成25年4月25日現在、平成24年度の収入調定について収入更正がされていなかったため、適正に処理されたい。

## シ 和歌山県立自然博物館

旅行命令簿において、在勤公署から用務地までの路程が150キロメートル以上あり早朝5時に出発しているにもかかわらず、日当の調整漏れ、早朝出発夜間帰着欄への記載漏れ等があったため、適正に処理されたい。

## ス 和歌山県動物愛護センター

郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないため、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

## セ 和歌山県立和歌山西高等学校

旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り旅費支給額が不足していたため、適正に処理されたい。

## ソ 和歌山県立向陽高等学校・中学校

毒物及び劇物等の薬品の保管について、定期点検等がなされていないため、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。

## タ 和歌山県立和歌山東高等学校

旅行命令簿において、早朝出発にもかかわらず、早朝出発夜間帰着欄への記載漏れ及び日当の調整漏れがあったため適正に処理されたい。

## チ 和歌山県立星林高等学校

毒物及び劇物等の薬品の保管について、定期点検等がなされていないため、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。

## ツ 和歌山県立和歌山商業高等学校

郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないため、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

## (3) 検討事項

## ア 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

北門の東部外壁より北側の学校用地が現況道路敷となっており、教育財産として使用されていないため、適切な財産管理を所管部と協議されたい。

## イ 和歌山県立青陵高等学校

昨年度に検討事項とした生徒ホール内の自動販売機4台の設置許可の見直しに関し、学校では育友会からの委任による学校の関与の明確化及び販価のさらなる値下げによる生徒還元の実現を図ったところであるが、なお売上管理や業者選定競争原理が働きにくい状況にあることから貸付制度への移行を検討されたい。

## (4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。